

政治体制と法 ―連邦制の改変

従来メキシコ合衆国は 31 の州とひとつの連邦直轄区から構成されていた。首都は連邦直轄区であるメキシコシティであった。しかし 2016 年に連邦直轄区制度を廃止し、メキシコシティを 32 番目の州とした。

このことにより法制度にも変更がある。従来は合衆国連邦憲法の下に直轄区および各州の憲法が存在していたが、連邦直轄区廃止後 2017 年 1 月 31 日にメキシコシティ憲法制定議会(Asamblea Constituyente) が開催され、メキシコシティ憲法が発効された。

民法に関しては、各州にそれぞれの州民法が存在するが、本稿執筆時(2019 年 3 月)現在ではメキシコシティ民法の名称が付された民法典は存在していない。したがってメキシコシティでは従来同様、連邦直轄区民法が適用されることになる。なお区民法典の第一条には、その適用範囲につき、「共通事項については連邦直轄区および連邦領に、連邦事項については共和国全土に適用される民法典」との記載がある。ちなみに現行連邦直轄区民法は、2016 年 7 月に最終改正されている。

メキシコの司法制度も連邦制度により、連邦、州及び郡の裁判所によって構成されている。各州は独自の司法制度を有し、一般的には、第一審裁判所と控訴審裁判所が設けられている。民事事件は通常は州裁判所に提起される。第一審裁判所の結果に対しては、同じ州の控訴審裁判所に上訴できる。

民法概観

以上の状況ではあるが、メキシコの民法を紹介するに際しては、連邦直轄区民法を取り上げざるを得ない。というのも第一に連邦直轄区民法はその制定時期がメキシコ全州の中で最も早く、従来から各州の民法は連邦民法に類似することが多く、首都であることも相まって全州の代表的位置にあり、各州民法は連邦民法を参考にして制定されていることが挙げられる。したがって日本国内でも、連邦直轄区民法を以ってメキシコ民法と称されていることが挙げられる。

ついで第二の理由として、近時の連邦直轄区民法の改正状況を見る限り、世界の家族法の変化に合わせた新しい動きを見せており、おそらく仮に近々メキシコシティ民法が制定されても、内容の変更は大きくはないと予測できることにある。

そこで関連する範囲で、メキシコの独立国家形成以降の法制の変遷を概観しておく。メキシコの法体制の実質的始まりは、1917 年憲法にあるといっても過言ではない。スペインの植民地時代の法制度は、スペイン法を基本にしたものであったが(詳細は奥山恭子「メキシコの法制度」『ラテンアメリカ諸国の法制度』中川・矢谷編、アジア経済研究所、1989 年)、独立後の革命理念を取り込んだ 1917 年憲法が制定され、この憲法理念に即した連邦民法典が 1928 年に制定された。鉱山労働者や農民の過酷な状況などを反映したことから、社会的私法(Código Privado Social)等と称されてきた。

民法典の改正は部分的修正を含めると多数回にのぼるが、概ね国際条約や米州条約等の批准に

よる国内法の改正に絡む場合が多い。その際条文は、既存の条文を改正した文言が記載されるか、条文の条数はそのままにして、“廃止 (se deroga)” と記載されるのみである。従って現行法典の記載には、公布日 1928 年 3 月 26 日、施行日 1932 年 10 月 1 日との記述があるが、改正を経た個々の条文は、施行日が異なる条項も存在することは注意すべき点である。

民法の編別

メキシコ民法は全条文数 3074 箇条であり全体が 4 編に分けられている。編別は第 1 編「人」(De las Personas)、第 2 編「財物」(De los Bienes)、第 3 編「相続」、第 4 編「(債権) 債務」(De las Obligaciones) であり、スペイン法体系、さらにその継承元であるフランス法系を踏襲している。

第 1 編の前に 21 箇条の「前置諸規定」(Disposiciones Preliminares) が置かれている。体裁は序章ではあるが、法適用の範囲、私権の放棄に関する原則、法律の不履行などに関する法原則の提示であり、同民法典の基本的特質が伺える。

第一編「人について」(LIBRO PRIMERO De las Personas)は 12 の章からなり、親権・監護については第 8 章「親権について」(TITULO OCTAVO De la Patria Potestad) に主として記載されている。さらに親権が最も問題になるのは親の離婚時であることから、第 5 章「婚姻」第 10 節「離婚」(divorcio)の項にも関連条文がある。

親権規定の解説

(1) 子の身上に関する親権

メキシコ民法第 8 章親権の項は、全体として 1997 年 12 月 30 日に大きく改正されたものである。同年以降も、随時に改正が重ねられているが、親権の最初の条項である第 411 条 は 2007 年に改正されている。

第 411 条は親族は相互に助け合うべきことを規定している。立法当初は同条本文の主語は子(los hijos)と記載され、子が親および他の親族に尊敬心を抱くべきことが定められていた。児童青少年権利条約の批准等を経て、親子関係の価値観の変遷を見て取れる改正である。

第 412 条は親権者となるべき者に上世代の親族(原語は尊属にあたる ascendientes)も含む。メキシコ法では両親ともいない場合にはいわゆる尊属にあたる他の親族が親権者になり、この親族がない場合に初めて後見(tutela)が開始することになる。

第 413 条は、親権行使の方法につき、非行少年に対する社会予防に関する法律規定を基準とすべきことを規定している。

第 414 条は親権者となるべき者を規定している。第 412 条が子に対して、親権に服すべきことを規定するのに対して、これと異なり親権者たる者の基準を規定している。なお立法時には親権者の順序として、第一順位が父および母、第二順位が父方の祖父および祖母、第三順位として母方の祖父および祖母と規定されていた。しかし国際婦人年の世界会議がメキシコにおいて開催されたことを契機に、民法条文を男女平等にする改正が行われ、性差の無い現行条文規定となった(1975 年改正)。

第 415 条は削除条文である。かつて同条には婚外子(非嫡出子)の親権行使者の規定があった。しかし非嫡出子差別撤廃の世界的潮流もあり、条文は廃止された。ちなみに第 417 条も旧規定では非嫡出子関連条文であり、当該子の親に対し、親権、特に扶養の義務を行使するよう、裁判官

が指示するとの条文であった。第 417 条は「婚外子」の名称は使用せずに、親権行使の基準を示す条文となっている。

第 416 条は離婚に至らない別居の際の親権者の決定に関する条文である。メキシコの別居制度は、離婚手続きの中で処理されるもので、条文上は離婚と別の制度としては規定されていない。しかしいわゆる事実上の別居がある場合、養育料、扶養料の不払い等、子の不利益となることがある。そこで法律上は婚姻が継続しているとはいえ、事実上別居している場合であっても、親権者としての義務は履行しなければならないことを明示し、当事者間で話し合いが成立しない場合には家庭裁判官の指示を仰ぐことができる旨を示唆した条文である。

ちなみに事実上の別居による親たる義務の不履行は、家庭内のみならず社会的秩序に関することから、検察官の関与が示唆されている。条文上の「未成年者の保護および監護の観点」の文言は、国際条約遵守の観点から改正時に導入されたものである。

前述のように第 417 条は改正され、親権を有していても事実上別居している場合等を想定した規定となっている。しかも別居によって子の監護に関わらない親の、いわゆる接見交流の権利も規定し、これを妨害された場合にはいわゆる裁判所による命令(訴訟とは異なり短期に指示内容が下される)を受けることも示されている。

第 418 条は親権者はもとより、事実上未成年者を保護し、養育している者には、親がいない場合などに代わりに子の保護を担う後見人に課せられたと同じ義務を負うことを定めたもので、もし子の監護者が変更するなどの事情がある場合も、裁判所が関与することを明記している。

第 419 条および 420 条は親権者となるべきものを示し、養子の場合には養親、親権者がいないか親権行使能力に欠ける場合には、次順位の者が行使することと、二人のうち一方が欠ける場合は一人のみが行使することを規定する。

第 421 条は、文言通り親権に服する子の義務として親との同居を規定する。続く第 422 条および 423 条は親権者の側の義務として、教育を受けさせる義務を規定し、そのための措置として、矯正の権限および「行動を守る義務」を示している。立法時の規定では、423 条に官憲による訓戒権(amonestaciones)と懲戒権(correctivos)の文言を置いていた。現行法ではこれらの文言の使用を廃し、さらに矯正とは子の心身の健全な成長に資するものであるべきことを明示し、戒めるよりも正しい行動を見せることの重要性が示され、子の監護をめぐる価値観の変遷が明らかである。

第 424 条は、未成年者を第三者から保護する規定であり、十分な理解の無いまま他者から契約締結を促されたり、不本意にも法廷に召喚されたりすることの無いように、子の法律行為に関わる際の、保護者としての親権者の義務を規定したものである。

(2) 子の財産に関する親権

第 425 条以下は財産管理の側面につき規定する。

第 425 条は親権者が子の財産管理権を適法に有すること、第 426 条は親権者が配偶者とともに親権を行使する場合につき、これが親であれ、祖父母であれ、あるいは養父母であれ、両者の合意をもっておこなうこと、特に重要な財産管理行為については、明示の合意、すなわち他方配偶者の同意書等を示すことが要請されている。子の保護の観点から、一方配偶者の一存での子の財産管理を阻止する規定であり、立法時からの条文である。

第 427 条は親権の訴訟上の代理権について規定する。これも財産管理と同様、配偶者の明示の同意を必要とする。

第 428 条は子が有する財産権の種類であり、子自身の労働により得た財産と、その他の財産とに分ける。その上で第 429 条では子自身の労働で得た財産は子の所有物であり、その管理も使用収益の権利も子にあることを示している。次いで第 430 条では、子の労働以外で得た子の財産につき、所有権と使用収益権の半分は子のもものとなり、残り半分は親権者に帰属すると規定する。ただし例外的に、その財産が相続、遺贈、贈与によるものである場合は、それぞれ被相続人の遺言、あるいは贈与者の意思で子に使用収益権の全部が遺贈・贈与されていたり、あるいは特定の目的での使用が明示されている場合は、遺言者・贈与者の意思が優先されることを明記する。

第 431 条は前条に規定した財産の帰属のうち、親権を行使する者に帰属するとされた半分の権利を、記録に残したうえで放棄することも可能である旨を規定する。ただし 430 条では帰属者は「親権を行使する者」であったが、本条は「両親」が主語となっており、親以外の者が親権を行使している場合には該当しないことになる。

かくして親が使用収益権の放棄を行った場合、それは子に対する贈与とみなされることが、第 432 条に規定されている。ただし 431 条の文言は、「子のためになされた」放棄とあることから、親が放棄することが子の利益とならない場合は、前条の解釈から、放棄自体が認められないことになる。

第 433 条は、子に帰属した財産の果実について規定する。親権を行使する者は子が占有する子の財産の果実が満期になっても、これに関する権利がないとする。

第 434 条は使用収益に伴う義務の強制が無用である場合を規定する。第 6 章第 2 節とは、親族間扶養の規定であり、親と子は相互に扶養義務がある旨の規定である。

第 435 条は子が財産管理につき、不動産の譲渡等を除いて、親権に服する必要がない場合を規定する。同条では父 (el padre) の意思によっても親権解放されるとある。立法時から同じ条文であり、変更はない。両親ではなく、父のみが親権解放宣言ができるとする規定が現行法典上残存している。

第 436 条は親権者の財産管理上の規制として、明らかに子に不利益を与えるような行為、親権者との利益相反行為を禁止した規定である。

第 437 条も親権者の管理行為に対する制限を置く。未成年者の財産の減少を避けるため、不動産等の売却には妥当な売価と、売却益をさらに他の不動産の取得に充てること、売却益は預金されることなど、親権者がその一存で処分しえない規定となっている。

第 438 条は、親権の消滅原因を規定する。子が婚姻することで成年として扱われる (成年擬制) か、成人に達すること、親権者に親権喪失に該当すること、親権を放棄することの 3 点が挙げられている。親権の放棄は、次節親権の消滅原因規定 (第 443 条以下) には存在しないことから、財産行為に関し、法定原因なしに辞する場合である。

第 439 条は、親権を行使する者の義務として、管理計算書の発行を義務付けている。適正な行使を担保するためである。

第 440 条は子と親権行使者との利害が相反する場合の措置として、裁判上であれ、裁判外の事項であれ、子の利益の代理人として後見人の選任が必要であることを規定する。その際は裁判官が任命する。

第 441 条は親権を行使する者の不穏当な管理行為によって子の財産が減少することの無いように、利害関係人や子本人(ただし満 14 歳以上の場合)、あるいは公益の代表たる検察官の請求で、裁判官に必要な措置をとるよう課した規定である。

第 442 条は親権終了時(終了事由については次条 443 条に、同内容の条文あり)である子の成年(成年擬制と成人に達したとき)により、子の財産をすべて子に引き渡す義務を規定する。

(3) 親権の終了および停止

第 443 条は、親権終了原因の第一として、親権行使者が死亡し、これに代わる者がいない場合を規定する。すなわち通常は親権者死亡によっても、これに代わる親族による親権行使がなされるが、代わる親族もいない、あるいは誰も引き継ぐことができない状況であれば、親権を終了させ、後見を開始させることになる。

後見は親権と要件・効力共に異なることから、終了事項となる。ちなみに日本法は親族による子の監護は後見であり、親権行使ではないので、相違点として注意が必要である。

第 444 条は 6 項目の喪失原因を掲げる。すべて親権者側の原因であり、裁判上で決定される。従って第 1 項は本文と合わせ。総則的規定でもある。2 項は親権行使を行う親が離婚した場合であり、離婚規定の 283 条を考慮すべき事情の規定として指示している。さらに不当な親権行使により子の心身の安全性にもかかわる場合や、親が犯罪行為を行い、有罪判決を受けたこと、あるいは正当な親権行使を怠り、子を放置していた場合も喪失原因となる。第 5 項は、その前段において、親権者が自ら辞する旨を子に伝えた場合も喪失原因と含めている。

なお第 2 項に示す第 283 条とは、離婚時の親権者決定に関する条項であり、立法時には存在しなかった条文である。国際婦人年を契機として種々の法改正が行われた後、児童青少年の人権条約とも合わせ、家庭内暴力の対応策として妻や子の保護規定が置かれた際に、離婚後の監護権の重要性が意識されて改正に至ったものである。

その理念は、離婚後の親権行使に関わる決定は、子の心身の状況を勘案して決定すべく、その間の事情を当事者、利害関係人、子自身からも聴取し、職権で探索し、子の利益のために必要な情報を収集したのちに、子の保護に則した決定を行うとするものである。1990 年代以降、国家的プロジェクトとして、家庭内暴力の回避、暴力行為者の治療矯正などのプログラムも用意されているという(条文の項参照)。

第 444 条の 2 は、家庭内暴力に関する条項を新設する民法改正の際に、親権の項にも一文を入れるために挿入されたものである。同条には以下に記載する家庭内暴力に関する第 323 条の指示がなされている。

第 5 章「婚姻」につぐ第 6 章「親族・扶養について」の項に、「家庭内暴力」の項が挿入された。親族の節の最後尾に、第 323 条の 2 および 323 条の 3 として 2 箇条が挿入され、家庭内暴力の定義と、その基準が示された。第 323 条の 2 では、家族の各構成員の心身の完全性が侵害されることを家庭内暴力といい、その回避と防止のため、社会的援助がなされることを明記している。

また第 323 条の 3 では、暴力の結果、けが等の身体障害が発生することは要件ではなく、前項に示す暴力行為があるときには常に、これを民法上の家庭内暴力行為とすること、ならびに事実婚にも適用がある旨を規定している。